

高齢者世帯等住宅屋根雪下ろし事業

関市では、自力で雪下ろしを行うことが困難な高齢者等の方を支援するため、住宅の屋根の雪下ろしにかかる費用を一部助成する制度を実施します。



【名称】 関市高齢者世帯等住宅屋根雪下ろし事業助成金

【助成内容】

対象地域

- ・ **洞戸地域、板取地域** (豪雪地帯指定地域)

対象世帯

- ・ 対象地域に住んでいる方で、以下のいずれかの方で雪下ろしが困難である世帯
- ・ **おおむね70歳以上の方**
- ・ 身体障害者手帳を所持している方 (1級から3級まで)

対象経費

対象世帯が居住する住宅の屋根の**雪下ろしの委託に要した経費**

助成額 対象経費の**1/2**

上限額 **20,000円** (1回あたり)

助成回数 同一年度内で**3回**まで

【施行日】 令和7年2月3日